

証券コード 4055
2024年2月13日

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
ティアンドエス株式会社
代表取締役執行役員社長 武 川 義 浩

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tecsvc.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ティアンドエス」又は「コード」に当社証券コード「4055」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年2月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年2月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー25階
TKPガーデンシティPREMIUM
横浜ランドマークタワー バンケットルームB
（開催場所が前回と異なりますので、末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項 第8期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 資本金の額の減少の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②「個別注記表」

従いまして、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

◎2024年2月29日以降、当社ウェブサイトの「Bayside Updates」（T&S株主通信）を更新いたします。以下のアドレスより若しくは二次元コードをお読み取りいただき、アクセスしていただきますようお願い申し上げます。

※アドレス <https://www.tecsvc.co.jp/ir-info/baysideupdates>

※二次元コード



<事前質問の受付のご案内>

本株主総会の目的事項に関するご質問を、以下のメールアドレスより事前にお送りいただけます。

■ 受付期間：2024年2月13日（火）～2月22日（木）午後5時30分

■ メールアドレス：soukai@tecsvc.co.jp

※メールに、①株主番号（議決権行使書に記載されております。）、②お名前、③ご質問（要点を簡潔に、お願いいたします。）を入力していただきます。株主様ご本人であることを確認ができなかった場合は、ご質問としてお取り扱いいたしません。

※株主の皆様に関心が高いと思われる議案に関連する事項につきましては、議長の判断により本株主総会で回答するとともに、当社IRサイトにて掲載させていただきます。株主様から頂戴した全ての事前質問に対応させていただくものではなく、個別の回答は致しかねますのでご了承ください。なお、メールでの動議の提出はできません。

# 事業報告

(2022年12月1日から  
2023年11月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの各種政策の下、緩やかな景気の持ち直しがみられるものの、電子部品・デバイスの生産は減少するなど、一部に弱さがみられました。半導体の供給不足や資源価格の上昇、為替相場の変動など先行き不透明な状況が続いておりますが、企業活動においては、在宅勤務やオンラインミーティングの活用、クラウドサービスの活用、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、ITの重要性や業務のIT化の流れはますます拡大している状況であります。

当社の事業は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントですが、ソリューション、半導体、先進技術ソリューションの3つのカテゴリーに分け事業展開しております。「ソリューションカテゴリー」では産業領域に特化せずIT人材の供給を継続し、IT開発を支える事業の拡大を図ってまいりました。「半導体カテゴリー」では工場内システムの保守及び運用サービスや、ITヘルプデスク等半導体工場のITインフラストラクチャー運用支援全般の事業の拡大を図ってまいりました。「先進技術ソリューションカテゴリー」ではAI関連製品を開発中のお客様向けのソリューション提供の拡大を図ってまいりました。カテゴリー毎の売上高は下記のとおりであります。

#### a.ソリューションカテゴリー

当事業年度における売上高は2,585,272千円（前期比6.4%増）となりました。

主要取引先からの受託開発案件の受注が引き続き堅調に推移しました。特に、主要取引先からの大型システム開発案件が続いていることが寄与しました。

#### b.半導体カテゴリー

当事業年度における売上高は662,311千円（前期比13.2%増）となりました。

半導体工場における保守・運用サービスにおいて、主要取引先からの継続的な受注が順調であることに加え、さらなる増員要請があったことにより従事するエンジニア数が堅調に推移しました。

#### c.先進技術ソリューションカテゴリー

当事業年度における売上高は195,292千円（前期比19.3%減）となりました。

前期首にあった大型仕掛案件が前期に売上計上された反動で、当期の売上高が減少しておりますが、前期から継続している外観検査システム開発が順調に推移いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,442,875千円（前期比5.7%増）となりました。従業員に対するインフレ手当支給額を吸収し、営業利益643,595千円（同4.2%増）、経常利益648,457千円（同3.5%増）、当期純利益473,829千円（同7.6%増）となりました。

#### カテゴリー別売上高

| カテゴリー区分          | 金額          | 構成比   |
|------------------|-------------|-------|
| ソリューションカテゴリー     | 2,585,272千円 | 75.1% |
| 半導体カテゴリー         | 662,311     | 19.2  |
| 先進技術ソリューションカテゴリー | 195,292     | 5.7   |
| 合計               | 3,442,875   | 100.0 |

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は3,148千円で、その主なものは、本社の増床に伴う工具、器具及び備品の取得であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第 5 期<br>(2020年11月期) | 第 6 期<br>(2021年11月期) | 第 7 期<br>(2022年11月期) | 第 8 期<br>(当事業年度)<br>(2023年11月期) |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                  | 2,266,994            | 2,732,771            | 3,256,855            | 3,442,875                       |
| 経 常 利 益(千円)                | 304,432              | 419,328              | 626,244              | 648,457                         |
| 当 期 純 利 益(千円)              | 236,257              | 294,567              | 440,238              | 473,829                         |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 35.95                | 39.42                | 58.14                | 62.61                           |
| 総 資 産(千円)                  | 1,502,923            | 1,987,447            | 2,281,500            | 2,616,461                       |
| 純 資 産(千円)                  | 1,212,351            | 1,495,082            | 1,733,503            | 2,163,249                       |
| 1 株 当 た り<br>純 資 産 額 (円)   | 169.06               | 195.87               | 229.69               | 285.45                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数（自己株式を除く）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式を除く）により計算しております。
2. 当社は、2020年4月14日付で普通株式1株につき1,100株の割合で株式分割を行い、また、2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、さらに2021年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。



#### (4) 対処すべき課題

当社は、その経営方針にある「あらゆる産業において、ソフトウェア技術が生み出す新たな付加価値」の創造実現のため、人材面、技術面の拡充と経営基盤の強化を図る必要があると認識しております。顧客ニーズに即したソフトウェア開発推進のためには優秀なIT人材の確保と育成が、半導体業界への深耕とAI等の新たな技術獲得のためには、国家的プロジェクトの動向を踏まえた多層的な戦略と高度なソフトウェア研究開発がそれぞれ必要であります。また、これらを実現するための経営基盤として、より強固なガバナンス体制の構築と積極的なM&Aの推進を行っていくことが課題であります。具体的な課題と対応方針は以下のとおりであります。

<顧客ニーズに即したソフトウェア開発推進のための課題>

##### ① IT人材の確保と育成

優秀な技術者の確保は、お客様のすべてのニーズをキャッチアップし、会社を発展させる上で不可欠です。即戦力となる中途採用だけでなく、継続的な新卒採用をより強化し、優秀な技術者の確保に努める必要があるとともに、パートナー企業（BP）との協力体制を継続的に維持し、安定的に技術者を受け入れることも重要です。

また、IT人材を安定的に確保することと、継続的にそのスキルを向上させることは、当社にとっての成長の両輪です。当社では、専門経験のない人材も含め広く採用の門戸を開いております。人材の育成に関しては、新卒入社時に数か月に及ぶ専門知識に関する社内教育を実施し、その後も長期にわたるOJTや教育研修支援、資格手当制度等を実施することで、優秀な技術者の戦力化を目指しております。

##### ② 事業領域及び顧客層の拡大

全産業にわたる広域的な人手不足の中で、お客様のDX推進に応えるための最新要素技術を活用したソリューションの提供は、当社が行える最大の社会貢献であり、かつ最大のビジネスチャンスでもあります。社会インフラ、エネルギー、製造業など日本の骨格となる産業への貢献を通じ、ユーザーエリアの拡大と開発バリューチェーンの多様化を推進してまいります。

##### ③ 品質向上と生産性向上

品質向上において最も重要なポイントは、ユーザ要求仕様の明確化であり、開発工程の初期段階にユーザ要求仕様を確定することを徹底すると共に、基本設計書・詳細設計書・テスト仕様書作成の徹底化を図ります。プ

プログラム製造工程においては、機能の分割と機能を共有化するための定義を明確化し、機能ごとの作業分担により生産性の向上と品質不良の極小化を目指しております。

また、生産性及び品質の向上を図るばかりではなく、ソフトウェア処理の高速化やプログラム不良件数のゼロ化等、信頼性の向上も同時に目指すため、優秀な技術者の最適配置を推進しております。

#### <半導体業界への深耕とAI等の新たな技術獲得のための課題>

##### ④ 国内半導体産業拡大への積極的な関与

昨今の半導体不況の次を見据え、国家プロジェクトによる国内半導体産業拡大に対し積極的な関与を行ってまいります。既存の顧客層への深耕に加え、特定の半導体メーカーに偏らない次の顧客基盤の確立も進めてまいります。そのため、半導体関連産業のサプライチェーンが集積する地方における現地採用を強化し、当社が得意とする半導体分野での社会貢献を進めてまいります。

##### ⑤ 高度ソフトウェア技術力の確保

AIや画像処理の分野において、他社との差異化を行うためには類まれな能力の技術力が不可欠です。当社は、博士号を取得している複数名の技術者を中心に、その人的チャネルを駆使して人材確保に当たります。

また、新しい技術の獲得に関しては、大学等との共同研究開発を継続的に推進し、新しい収益の柱を構築することを目指してまいります。

#### <経営基盤強化のための課題>

##### ⑥ 持株会社化とM&Aの実現

1985年の前身企業における創業から数えて間もなく40年、事業規模の拡大とともに、当社内におけるビジネスモデルの多様化が進んでまいりました。このような中で、今後の次の成長のためには、ビジネスモデルに応じた損益マネジメント、人材マネジメントを通じ、機動的できめの細かい経営の実現が不可欠であると考えております。

また、今後の新規事業創出やM&Aによる事業拡大を柔軟に実現するためにも、事業会社の独立性を高めつつ、かつグループとして効果的な資源配分と効果的なコーポレート・ガバナンスを行うためには、持株会社体制への移行が最適と判断しております。

(5) **主要な事業内容** (2023年11月30日現在)

当社の事業は、システム開発及びその関連サービスの単一セグメントですが、事業の構成を以下の3つのカテゴリーによる構造としております。

| カテゴリー区分          | カテゴリー内容                                                                                               |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ソリューションカテゴリー     | 大手企業顧客向けの請負（開発・運用保守）を中心としたサービスを展開しております。                                                              |
| 半導体カテゴリー         | 半導体工場内のシステム運用やシステム保守といったサービスを提供しております。                                                                |
| 先進技術ソリューションカテゴリー | AI（機械学習/ディープラーニング）・画像認識・ハードウェア制御等の高度技術を駆使して、ソフトウェアの高機能化及び品質向上を実現するサービスや、最先端技術に関わる研究開発支援サービスを提供しております。 |

(6) **主要な営業所及び工場** (2023年11月30日現在)

|        |            |
|--------|------------|
| 本社     | 神奈川県横浜市西区  |
| 四日市事業所 | 三重県四日市市    |
| 北上事業所  | 岩手県北上市     |
| 戸塚事業所  | 神奈川県横浜市戸塚区 |
| 熊本事業所  | 熊本県熊本市中央区  |
| 長崎事業所  | 長崎県諫早市     |

(注) 2023年4月1日付で、長崎事業所を開設いたしました。

(7) **従業員の状況** (2023年11月30日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比<br>増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------------|-------|--------|
| 307名 | 3名増           | 37.7歳 | 6.7年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）で記載しております。
2. 当社はシステム開発及びその関連サービスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2023年11月30日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2023年9月15日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行するための検討を開始することを決議しており、2024年1月12日開催の取締役会において、2024年6月1日を目途に、会社分割（吸収分割）の方式により持株会社体制へ移行すること、及び当社100%出資の子会社「ティアンドエス分割準備株式会社」を設立することを決議しております。

なお、吸収分割契約の承認につきましては、本定時株主総会にお諮りしております。

## 2. 株式の状況 (2023年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,633,200株
- (3) 株主数 6,518名

### (4) 大株主

| 株主名                      | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
|--------------------------|-----------|----------|
| 武川義浩                     | 2,241,900 | 29.58    |
| 日下理                      | 562,800   | 7.42     |
| 渡辺照男                     | 456,400   | 6.02     |
| 合同会社尚創                   | 381,700   | 5.03     |
| 遠藤玲                      | 294,800   | 3.89     |
| 日下寛之                     | 108,500   | 1.43     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 95,000    | 1.25     |
| モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社    | 78,963    | 1.04     |
| ティアンドエス従業員持株会            | 63,500    | 0.83     |
| 矢ノ下美樹                    | 53,400    | 0.70     |

- (注) 1. 当社は自己株式を54,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2023年11月30日現在)

| 会社における地位         | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                         |
|------------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役            | 武川 義浩 | 執行役員社長                                                               |
| 取締役              | 木下 洋  | 執行役員業務本部長<br>コア商事ホールディングス株式会社社<br>外取締役 (監査等委員)                       |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 永谷 孝俊 |                                                                      |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 望月 篤  | 望月篤税理士事務所 所長 (税理士)<br>株式会社トータルアセットデザイン 社外<br>監査役<br>株式会社ナカムラ綜美 社外監査役 |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 藤江 勇佑 | 港の見える法律事務所 (弁護士)                                                     |

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 望月篤氏及び藤江勇佑氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 望月篤氏は税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 藤江勇佑氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社内からの円滑な情報収集や内部監査部門との緊密な連携を通じた実効性のある監査・監督機能を確認するため、永谷孝俊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2023年2月24日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、福田悦生氏は取締役を任期満了により退任しました。
6. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

**(3) 補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

**(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による犯罪行為、背信行為又は法令違反に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。



## (5) 取締役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                            |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役 (監査等委員除く)<br>(うち社外取締役) | 50,310<br>(-)     | 50,310<br>(-)     | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 3<br>(-)              |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)   | 6,870<br>(3,780)  | 6,870<br>(3,780)  | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)             | 57,180<br>(3,780) | 57,180<br>(3,780) | -<br>(-)    | -<br>(-)   | 6<br>(2)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度に係る取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

③ 業績連動報酬等に関する事項  
該当事項はありません。

④ 非金銭報酬等の内容  
該当事項はありません。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年2月25日開催の第5回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は3名です。

なお、2021年2月25日開催の第5回定時株主総会の決議により、上記報酬限度額とは別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与が決議されており、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額30,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）であります。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a.基本報酬に係る方針

取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定する。

b.業績連動報酬に関する方針

固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給しない。

c.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬として、譲渡制限付株式を付与できるものとし、付与数は役位に応じて決定するものとする。

d.報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬等は支給せず、固定報酬のうち15%を上限に非金銭報酬等である譲渡制限付株式として支給する。

e.報酬等の付与時期や条件に関する事項

基本報酬は月例の固定金銭報酬とする。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役の基本報酬は、取締役会が、指名・報酬委員会における審議結果を踏まえ、その諮問を受けて具体的内容を決定する。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

⑧ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）望月篤氏は、望月税理士事務所の所長、株式会社トータルアセットデザイン及び株式会社ナカムラ綜美の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）藤江勇佑氏は、港の見える法律事務所に所属しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|                      | 出席状況及び発言状況及び<br>社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) 望月 篤  | <p>当事業年度に開催された取締役会は全14回の全てに、また、監査等委員会は全14回の全てに出席しております。</p> <p>税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、主に会計・税務の面から経営の監視にあっております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>取締役に対して上記見地から有益な発言や助言等を行っており、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。</p> |
| 取締役<br>(監査等委員) 藤江 勇佑 | <p>当事業年度に開催された取締役会は全14回の全てに、また、監査等委員会は全14回の全てに出席しております。</p> <p>弁護士としての専門知識・経験等を有しており、主に法務の面から経営の監視にあっております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>取締役に対する上記見地からの監督や助言等を通じて、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。</p>            |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 双葉監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 14,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などについて、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

(6) **補償契約の内容の概要**

該当事項はありません。

## **6. 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

## **7. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、将来の成長が見込まれる分野における新しい技術取得への投資を通じて企業価値を向上させることを経営の重要課題と位置付け、これを実現することが株主に対する利益還元であると考えております。利益配分につきましては、企業価値向上を実現するために必要な内部留保の確保を優先しつつ、業績を考慮した適切な配当について継続して実施していくことを基本方針としております。

なお、当社は、資本政策及び配当政策の機動的な遂行を可能にするため、また定時株主総会が開催できない等の不測の事態に備えるため、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、当事業年度の剰余金の配当（期末配当）につきましては、従前と同様に上記の基本方針に沿ったうえで株主総会へ議案を上程し、その決定につきましては、株主の皆様にお諮りいたします。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に沿って株主に対する利益還元を前事業年度と同様の配当性向10%程度の水準を目途に実施することとし、業績等を総合的に勘案した結果、期末配当金を1株当たり6円55銭（前期比55銭増配）とさせていただきたく、本定時株主総会にお諮りしております。

## 貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,452,145</b> | <b>流動負債</b>    | <b>395,820</b>   |
| 現金及び預金          | 1,721,266        | 買掛金            | 170,884          |
| 売掛金             | 434,644          | 未払金            | 25,517           |
| 仕掛品             | 12,942           | 未払費用           | 66,788           |
| 前払費用            | 15,720           | 未払法人税等         | 79,732           |
| 未収入金            | 268,606          | 未払消費税等         | 41,346           |
| その他             | 765              | 預り金            | 4,325            |
| 貸倒引当金           | △1,800           | 賞与引当金          | 7,023            |
| <b>固定資産</b>     | <b>164,315</b>   | その他            | 201              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>19,481</b>    | <b>固定負債</b>    | <b>57,392</b>    |
| 建物              | 13,579           | 退職給付引当金        | 57,392           |
| 工具、器具及び備品       | 5,901            | <b>負債合計</b>    | <b>453,212</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,609</b>     | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| ソフトウェア          | 1,609            | <b>株主資本</b>    | <b>2,163,249</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>143,225</b>   | 資本金            | 340,783          |
| 投資有価証券          | 60,800           | 資本剰余金          | 266,662          |
| 長期前払費用          | 993              | 資本準備金          | 266,662          |
| 繰延税金資産          | 49,389           | <b>利益剰余金</b>   | <b>1,629,556</b> |
| 差入保証金           | 32,042           | 利益準備金          | 150              |
|                 |                  | その他利益剰余金       | 1,629,406        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 1,629,406        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△73,753</b>   |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>2,163,249</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,616,461</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>2,616,461</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2022年12月1日から  
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 3,442,875 |
| 売 上 原 価               |         | 2,388,001 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,054,874 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 411,278   |
| 営 業 利 益               |         | 643,595   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 助 成 金 収 入             | 225     |           |
| 補 助 金 収 入             | 4,969   |           |
| そ の 他                 | 462     | 5,657     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 株 式 交 付 費             | 60      |           |
| 支 払 手 数 料             | 723     |           |
| そ の 他                 | 12      | 795       |
| 経 常 利 益               |         | 648,457   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 648,457   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 160,761 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 13,866  | 174,627   |
| 当 期 純 利 益             |         | 473,829   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(2022年12月1日から  
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

|           | 株 主 資 本 |           |              |           |                                    |              | 自己株式     |
|-----------|---------|-----------|--------------|-----------|------------------------------------|--------------|----------|
|           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |                                    | 利益剰余金<br>合 計 |          |
|           |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |          |
| 当 期 首 残 高 | 340,783 | 266,662   | 266,662      | 150       | 1,241,624                          | 1,241,774    | △115,717 |
| 当 期 変 動 額 |         |           |              |           |                                    |              |          |
| 剰余金の配当    |         |           |              |           | △45,283                            | △45,283      |          |
| 当期純利益     |         |           |              |           | 473,829                            | 473,829      |          |
| 自己株式の処分   |         |           |              |           | △40,764                            | △40,764      | 41,964   |
| 当期変動額合計   | -       | -         | -            | -         | 387,781                            | 387,781      | 41,964   |
| 当 期 末 残 高 | 340,783 | 266,662   | 266,662      | 150       | 1,629,406                          | 1,629,556    | △73,753  |

|           | 株主資本        | 純 資 産<br>合 計 |
|-----------|-------------|--------------|
|           | 株主資本<br>合 計 |              |
| 当 期 首 残 高 | 1,733,503   | 1,733,503    |
| 当 期 変 動 額 |             |              |
| 剰余金の配当    | △45,283     | △45,283      |
| 当期純利益     | 473,829     | 473,829      |
| 自己株式の処分   | 1,199       | 1,199        |
| 当期変動額合計   | 429,745     | 429,745      |
| 当 期 末 残 高 | 2,163,249   | 2,163,249    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年1月20日

ティアンドエス株式会社

取締役会 御中

双葉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 菅野 豊  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 岩野 裕司  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティアンドエス株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2024年1月12日開催の取締役会において、2024年6月を目途に会社分割の方式による持株会社体制への移行及び分割準備会社の設立を決議し、2024年1月12日に分割準備会社を設立した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財務の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の施行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 後発事象

2024年1月12日開催の取締役会において、2024年6月を目途に会社分割の方式による持株会社体制への移行及び分割準備会社の設立を決議し、2024年1月12日に分割準備会社を設立した。

当該事項は、当監査等委員会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2024年1月25日

ティアンドエス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 永谷 孝俊 ㊟

監査等委員 望月 篤 ㊟

監査等委員 藤江 勇佑 ㊟

(注) 監査等委員望月篤及び藤江勇佑は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の成長が見込まれる分野における新しい技術取得への投資を通じて企業価値を向上させることを経営の重要課題と位置付け、これを実現することが株主に対する利益還元であると考えております。利益配分につきましては、当該企業価値向上を実現するために必要な内部留保の確保を優先しつつ、業績を考慮した適切な配当についても継続して実施していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案しました結果、以下のとおり第8期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金6円55銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は49,638,520円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年2月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、2024年1月12日開催の取締役会において、会社分割（吸収分割）の方式により持株会社体制へ移行することを決議し、この決議に基づき2024年1月30日付で当社と当社100%出資の分割準備会社であるティアンドエス分割準備株式会社（以下、「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、当社を吸収分割会社、ティアンドエス分割準備株式会社を吸収分割承継会社として、当社のシステム開発及びその関連サービス事業に関する権利義務（ただし、吸収分割契約において承継対象権利義務から除外されるものを除きます。）を承継させる吸収分割契約について、ご承認をお願いするものとなります。

なお、本吸収分割の効力発生日は2024年6月1日を予定しており、同日付で当社は「ティアンドエスグループ株式会社」に、承継会社は「ティアンドエス株式会社」に、それぞれ商号を変更する予定であります。また、当社は持株会社体制への移行後も、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定です。

### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、あらゆる産業において、ソフトウェア技術が生み出す新たな付加価値を通じて、お客様に安心と満足そして豊かさを提供すると共に、社員を大切にし、株主様に貢献するという企業理念のもと、顧客企業に安心と信頼を預けるソフトウェア開発と保守運用を基盤に、最先端のAI事業を拡大し、事業の継続的成長を図り、企業の社会的責任を果たすべく邁進してまいりました。1985年の前身企業における創業から数えて間もなく40年、事業規模の拡大と共に、当社内におけるビジネスモデルの多様化が進んでまいりました。

このような中で、当社が更なる成長を遂げるためには、ビジネスモデルに応じた損益マネジメント、人材マネジメントを通じ、機動的できめの細かい経営の実現が不可欠であると考えております。また、今後の新規事業創出やM&Aによる事業拡大を柔軟に実現するためにも、事業会社の独立性を高めつつ、かつグループとして効率的な資源配分と効果的なコーポレート・ガバナンスを行うためには、持株会社体制に移行することが最適であると判断しました。



## 2. 吸収分割契約の内容の概要

### 吸収分割契約書（写）

ティアンドエス株式会社（以下「甲」という。）及びティアンドエス分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲のソフトウェア開発関連事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務のうち第3条に定めるものを乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

#### 第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲：ティアンドエス株式会社

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-3

(2) 乙：ティアンドエス分割準備株式会社

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-3

#### 第3条（乙が本件分割により承継する権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、(i)法令により本件分割による承継ができないもの、又は(ii)本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。

#### 第4条（債務引受け）

甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

#### 第5条（乙が本件分割に際して交付する対価）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、前条に定める権利義務に代えて、乙の株式10,000株を交付する。

#### 第6条（乙の資本金及び準備金）

乙は本件分割により、その資本金及び準備金の額について変更を生じさせないものとする。ただし、本件分割の効力発生日における本件事業における資産及び負債の状況により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条（本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、令和6年6月1日とする。ただし、本件分割の手續上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議及び合意のうえ、本効力発生日を変更することができる。

#### 第8条（本契約承認決議）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認を得るものとする。

#### 第9条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日以後も、本件事業について会社法第21条に定める競業禁止義務その他一切の競業禁止義務を負わないものとする。

#### 第10条（本件分割に係る条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日までの間において、(i) 甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、(ii) 本件事業の財産若しくは価値に重要な変動が生じた場合又は(iii) 本件分割の実行に重大な悪影響を与える事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ、本契約を変更又は解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、第8条に定める承認が本効力発生日の前日までに得られなかった場合、又は、本件分割を実行するために必要な法令に定める関係官庁の許認可、承諾、同意等が得られなかった場合は、その効力を失うものとする。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本件分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約成立の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和6年1月30日

甲：       ティアンドエス株式会社  
          神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-3  
          代表取締役 武川 義浩

乙：       ティアンドエス分割準備株式会社  
          神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-3  
          代表取締役 武川 義浩

承継権利義務明細表

本件分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、次のとおりとする。

なお、資産及び債務の評価は、令和5年11月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 本件事業のみに属する資産

(1)流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、商品、前払費用、未収入金並びにその他の流動資産（ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

(2)固定資産

本件事業に属する建物、構築物、工具、器具及び備品、一括償却費、減価償却累計額、ソフトウェア並びにその他の固定資産（ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

(3)投資その他の資産

本件事業に属する敷金及びその他の投資その他の資産（ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

2. 本件事業に属する債務

本件事業に属する買掛金、未払金及びその他の負債（ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

3. 本件事業に属する契約上の地位（雇用契約以外）

本件事業に属する契約上の地位及びこれに付随する権利義務（ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。）

4. 本件事業に属する雇用契約

本件分割の効力発生の直前において甲が締結している本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

5. 本件事業に属する許認可等

本件事業に属する許認可等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。

以上

### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

#### (1) 会社法第758条第4号に掲げる事項の相当性に関する事項

##### ①対価の相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して普通株式10,000株を発行し、吸収分割会社である当社に対して交付します。交付株式数は、当社が吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有していることを踏まえて当社と吸収分割承継会社との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

##### ②資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により、吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。上記の内容については法令の範囲内で定めており、吸収分割承継会社の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

#### (2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、2024年1月12日に成立した会社であるため、最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

| 科目     | 金額     | 科目       | 金額     |
|--------|--------|----------|--------|
| (資産の部) |        | (純資産の部)  |        |
| 現金及び預金 | 110百万円 | 資本金      | 55百万円  |
|        |        | 資本剰余金    | 55百万円  |
| 資産合計   | 110百万円 | 負債・純資産合計 | 110百万円 |

#### (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

#### (4) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当社は、2024年6月1日（予定）を効力発生日として持株会社体制に移行する予定であります。この持株会社体制への移行に伴って商号及び目的事項の見直しを行い、現行定款第1条（商号）及び現行定款第2条（目的）を変更するものであります。

なお、定款第1条（商号）及び定款第2条（目的）の変更は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること、及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、本吸収分割の効力発生日である2024年6月1日に変更の効力を生ずるものとし、また、併せてその旨の附則第2条を新設するものであります。

(2) 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年としておりますが、多くの取引先では3月末決算を中心とする四半期のサイクルで事業運営や予算の策定及び執行を行っております。当社としましても、多くの取引先が導入している四半期のサイクルに平仄を合わせることで、予算編成や事業管理等、経営及び事業運営の効率化を図り、より円滑な事業活動及び経営管理体制の構築に資することができるものとして、当社の事業年度を毎年10月1日から翌年9月30日までの1年に変更するため、現行定款第12条（基準日）、現行定款第34条（事業年度）及び現行定款第36条（剰余金の配当の基準日）を併せて変更するものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第9期事業年度は、2023年12月1日から2024年9月30日までの10か月間となるため、経過措置として附則第3条を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(商号)<br/>第1条 当社は、ティアンドエス株式会社と称し、英文では、<u>T&amp;S inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>1. ～4. (条文省略)</p> <p>第3条～第11条 (条文省略)</p> <p>(基準日)<br/>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>11月30日</u>とする。</p> <p>第13条～第33条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)<br/>第34条 当社の事業年度は、毎年<u>12月1日</u>から翌年<u>11月末日</u>までの1年とする。</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>11月30日</u>とする。<br/>2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>5月31日</u>とする。<br/>3 (条文省略)</p> | <p>(商号)<br/>第1条 当社は、ティアンドエス<u>グループ</u>株式会社と称し、英文では、<u>T&amp;S Group Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を行うこと、<u>並びに次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする</u></p> <p>1. ～4. (現行どおり)</p> <p>第3条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)<br/>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>第13条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)<br/>第34条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から翌年<u>9月30日</u>までの1年とする。</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。<br/>2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。<br/>3 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第37条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(商号及び目的に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は、2024年2月28日開催予定の第8回定時株主総会に附議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割の効力が生じることを条件として、効力を生ずるものとする。なお、本附則第2条は、当該吸収分割の効力発生日の経過後、これを削除する。</p> <p style="text-align: center;">(事業年度変更に係る経過措置)</p> <p>第3条 第34条(事業年度)の規定にかかわらず、第9期事業年度は、2023年12月1日から2024年9月30日までの10ヶ月間とする。</p> <p>2 第36条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、第9期事業年度の中間配当の基準日は、2024年5月31日とする。</p> <p>3 本附則第3条は、第9期事業年度の終了後、これを削除する。</p> |



## 第4号議案 資本金の額の減少の件

### 1. 資本金の額の減少の理由

第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当社は、子会社の経営管理事業と子会社に対するバックオフィス業務を営む純粋持株会社になる予定であることから、その実態企業規模に合わせるため、また、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変更はないため、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

### 2. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額340,783,180円を300,783,180円減少して、減少後の資本金の額を40,000,000円といたします。

#### (2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであります。減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### (3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

資本金の額の減少の効力発生日は、債権者異議申述期間後の2024年3月4日（予定）といたしたいと存じます。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名  
 全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、経営体制の強化を図るため  
 取締役を1名増員して、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、監査等委員会からは、本議案について異議がない旨の意見を受けており  
 ます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | たけ かわ よし ひろ<br>武 川 義 浩<br>(1961年8月12日)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1984年4月 株式会社ティーエスディー入<br>社<br>1993年7月 株式会社アイネット入社<br>1996年11月 株式会社テックジャパン（現<br>当社）入社<br>1997年2月 同社代表取締役社長<br>1998年4月 有限会社ソフトワールド代表<br>取締役社長<br>2003年10月 株式会社フィックスターズ取<br>締役<br>2016年11月 当社代表取締役社長<br>2020年1月 当社代表取締役執行役員社長<br>(現任) | 2,241,900株        |
| <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;<br/>                     武川義浩氏は、当社設立時より代表取締役社長として経営の指揮を執り、強いリ<br/>                     ーダーシップにより当社の成長を牽引してまいりました。その実績、能力、企業<br/>                     経営者としての豊富な経験から、今後の持続的な企業価値向上のためには、同氏<br/>                     が引き続き取締役の任にあたるのが望ましいと判断し、取締役候補者としたし<br/>                     ました。</p> |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                    |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                          | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                  | きのした ひろし<br>木下 洋<br>(1968年4月18日)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1992年10月 監査法人朝日新和会計社（現<br>有限責任あずさ監査法人）入<br>社<br>2008年5月 あずさ監査法人（現 有限責<br>任あずさ監査法人）パートナ<br>ー<br>2019年12月 木下洋公認会計士事務所設立<br>2020年3月 当社取締役執行役員業務本部<br>長<br>2022年9月 コーア商事ホールディングス<br>株式会社社外取締役（監査等<br>委員）（現任）<br>2023年12月 当社取締役執行役員コーポレ<br>ート本部長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>コーア商事ホールディングス株式会社社<br>外取締役（監査等委員） | 44,000株        |
| <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>木下洋氏は、入社以来、管理部門の責任者並びに取締役として公認会計士としての経験を活かしつつ管理部門全般を統括してまいりました。その実績、能力、豊富な業務経験から、今後も当社の成長戦略やコーポレート・ガバナンス強化に貢献いただくためには、同氏が引き続き取締役の任にあたることを望ましいと判断し、取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                       | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                               | みつ はし しげる<br>三 橋 茂<br>(1965年2月17日)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> | 1985年4月 株式会社日本システムディベロップメント入社<br>1988年3月 株式会社テーエスデー入社<br>1993年6月 株式会社アイネット入社<br>1997年1月 株式会社テックジャパン（現当社）入社<br>2016年12月 当社ソリューション4部長<br>2017年12月 当社ITインフラソリューション1部長<br>2019年12月 当社インフラストラクチャー事業部長<br>2020年12月 当社執行役員インフラストラクチャー事業部長<br>2021年12月 当社執行役員経営戦略室長インフラストラクチャー事業部管掌<br>2022年3月 当社常務執行役員経営戦略室長インフラストラクチャー事業部管掌<br>2023年12月 当社常務執行役員ITサービス事業本部長（現任） | 19,400株        |
| <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>三橋茂氏は、当社設立当時から在籍し、営業部門を中心に業務経験を積んでまいりました。既存取引先との関係強化や新規取引先の開拓に尽力し、とりわけ近年の当社の九州地区への進出にあたってはリーダーシップを発揮して、当社の拡大発展に寄与してまいりました。営業分野における豊富な業務経験と知見は、当社の更なる成長及び発展に貢献いただけるものとして、同氏が取締役の任にあたる事が望ましいと判断し、取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、すべての取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等が填補されることとしております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

本株主総会後の役員のスキル及び役割（スキルマトリックス）

議案が原案どおりに承認可決された場合の取締役及び執行役員の属性、重視するスキル及び主要な会議体での役割は以下のとおりであります。

(◎議長、○構成メンバー、△任意参加者)

| 役職名              | 氏名    | 性別 | 重視するスキル             | 主要な会議体での役割 |        |      |
|------------------|-------|----|---------------------|------------|--------|------|
|                  |       |    |                     | 取締役会       | 監査等委員会 | 経営会議 |
| 代表取締役<br>執行役員社長  | 武川義浩  | 男  | 企業経営<br>業界経験<br>ESG | ◎          | —      | ◎    |
| 取締役<br>執行役員      | 木下洋   | 男  | 財務会計<br>IR          | ○          | —      | ○    |
| 取締役<br>常務執行役員    | 三橋茂   | 男  | 技術<br>業界経験          | ○          | —      | ○    |
| 取締役<br>常勤監査等委員   | 永谷孝俊  | 男  | 監査<br>ガバナンス         | ○          | ◎      | △    |
| 取締役（社外）<br>監査等委員 | 望月篤   | 男  | 税務<br>リスク管理         | ○          | ○      | —    |
| 取締役（社外）<br>監査等委員 | 藤江勇佑  | 男  | 法務<br>リスク管理         | ○          | ○      | —    |
| 常務執行役員           | 小林林広  | 男  | 技術<br>業界経験          | —          | —      | ○    |
| 執行役員             | 柏木奈美子 | 女  | HR<br>業界経験          | —          | —      | ○    |

## 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとしたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)        | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 塚本浩二<br>(1956年6月3日) | 1980年4月 東京国税局入局<br>2017年8月 塚本浩二税理士事務所設立 (現任)<br>2020年10月 株式会社アルデプロ社外取締役 (監査等委員) (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>塚本浩二税理士事務所 所長 税理士<br>株式会社アルデプロ社外取締役 (監査等委員) | —              |

<補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

塚本浩二氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、会計・税務の面から、経営の監視にあたっていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 塚本浩二氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 塚本浩二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出を行う予定です。
4. 当社は、塚本浩二氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。
5. 当社は、監査等委員である取締役に被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に

起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等が填補されることとしております。塚本浩二氏が監査等委員である取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

TKPガーデンシティPREMIUM 横浜ランドマークタワー バンケットルームB  
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 横浜ランドマークタワー25階  
TEL : 045-224-2200

開催場所を前回開催の定時株主総会会場から変更しておりますので、  
お間違えのないようご注意ください。

## 交通

J R線・横浜市営地下鉄線「桜木町駅」 徒歩約7分  
みなとみらい線「みなとみらい駅」 徒歩約5分

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



※2024年2月29日以降、当社ウェブサイトに掲載する「Bayside Updates」(T&S株主通信)のアドレス及び二次元コードは以下のとおりとなります。是非ご覧ください。

アドレス <https://www.tecsvc.co.jp/ir-info/baysideupdates>

二次元コード



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。